

整理番号	港湾一条不-1
------	---------

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	大阪港湾局 計画整備部 海務課 (埠頭) (06-6572-4033)
処分担当名	同上
処分の名称	旅客乗降用渡橋の使用制限
概要	旅客乗降用渡橋の使用にあたって、大阪市港湾施設条例第9条第2項の規定に基づき、該当する場合は旅客乗降用渡橋の使用の一時中止、その他必要な措置を命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市港湾施設条例（昭和39年4月1日条例76号）第9条第2項 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	◎次の各号のいずれかに該当する場合。 (1) 平均風速が15メートル以上であるとき (2) 著しく潮の干満があるとき (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が施設の使用上危険があると認めるとき ○「使用上の危険がある」状態とは、例えば旅客乗降用渡橋と船舶とが接合部において互いに損傷を与える危険があり、乗降客の安全かつ円滑な移動が保障できない状態をいいます。
ホームページ	
備考	